求職者等に対するハラスメント防止基本方針

1　基本方針

徳島県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）は、採用活動、会社説明会、OB・OG 訪問などあらゆる採用選考過程において、求職者・内定者等（以下「求職者等」という。）の尊厳および人格を尊重します。

求職者等に対するハラスメントは個人の尊厳を不当に傷つける人権侵害であるため、不適切な言動に対しては組織として適切かつ毅然と対応します。

2　求職活動等に関する取扱いについて

⑴　面談場所

徳島県国保会館内とする。

⑵　面談時間

平日の９時から１７時の間とする。（正規雇用労働者の採用試験に伴う面接を除く）

面接：概ね３０分以内、職場説明：概ね２時間以内

⑶　実施体制

複数人体制とする。

⑷　連絡方法

書面、電話および電子メールとし、連絡手段として職員個人の連絡先は用いない。

3　求職活動等におけるハラスメント

本会職員が意図するか、意図しないかは問わず求職者等に対して、言動等により不快にさせたり尊厳を傷つけたり不利益を与えたり脅威を与えるものであり、求職者等に対する次のような代表的なハラスメントがあることに留意し言動に必要な注意を払うものとする。

⑴　セクシュアルハラスメントに類する行為

性的な言動及び性別役割分担意識に基づく言動など

⑵　パワーハラスメントに類する行為

優越的な関係を背景とした言動など

⑶　妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為

⑷　育児休業等に関するハラスメントに類する行為

4　相談・通報窓口

相談者等からのハラスメントに関する相談・苦情は、電話、手紙など手段を問わず受付け、本会苦情処理担当窓口により対応を行う。

5　苦情処理担当窓口の対応範囲

⑴　相談・苦情の申し出と受付

⑵　関係者への調査（第三者への事情聴取を含む）

⑶　問題の処理、解決の検討

6　プライバシー保護、秘密の厳守等

相談者等のプライバシー等を保護するためハラスメント相談マニュアルに基づき次の対応を行う。

⑴　苦情処理担当窓口は、複数の者で対応を行う
⑵　プライバシーが確保できる部屋で対応を行う
⑶　相談内容についての秘密の厳守
⑷　不利益扱いの禁止
⑸　相談内容等の記録の保管

7　不利益取扱いの禁止

求職者等、相談者等及び職員が事実関係の確認等に協力したことなどを理由とした不利益な扱いを禁止する。

8　ハラスメントへの対応

ハラスメントと判断される言動が認められた場合（疑いがある場合を含む）は、当該職員を本会服務規程により厳正に対処します。

令和８年１０月１日
徳島県国民健康保険団体連合会

■相談・通報窓口
徳島市川内町平石若松 78-1
徳島県国民健康保険団体連合会
苦情処理担当窓口
電話番号：088 - 666 - 0111